

加古川中央市民病院増築・改修整備事業（以下「本事業」という。）について、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「機構」という。）契約規定第 12 条の規定に基づく総合評価による一般競争入札により事業者の選定を行うこととしたので、同規程第 3 条 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021 年 4 月 9 日

地方独立行政法人加古川市民病院機構
理事長 大西 祥 男

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

加古川市民病院増築・改修整備事業

(2) 事業の概要

ア 施設の概要

本事業の対象施設は、増築棟及び既存建物、外構等とする。施設の詳細については、要求水準書及び基本計画書を参照のこと。

- ① 建築面積 1,150 m²程度
- ② 延床面積 5,900 m²程度 事業者の提案による。

イ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は次のとおりである。業務の詳細については、要求水準書を参照のこと。

- ① 設計業務
- ② 建設業務
- ③ 工事監理業務
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 事業方式

本事業は、選定された事業者が、機構と契約を締結し、本事業の設計及び建設業務を遂行する方式（設計・建設業務一括発注方式）により実施する。

(4) 入札予定価格

入札予定価格は ¥2,900,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上限とする。上記入札予定価格は、事業期間にわたって機構が事業者を支払う本事業の対価（金額）である。入札予定価格を超える額により行われた入札は失格となる。なお、最低制限価格は設定しないものとするが、適正な施工を確保するために総合評価において低入札価格調査制度を適用する場合がある。

(5) 事業期間

事業契約の締結日から 2023 年 9 月末（予定）までの期間とする。

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 応募グループの構成等

本事業の入札に参加する資格を有する者は、単体又は複数の企業で構成されるグループ（以下、単体、複数にかかわらず「応募グループ」という。）とし、応募グループは、本事業の建設業務を行う企業が代表企業となるものとし、代表企業以外の企業は構成企業とする。

応募グループは、下記のア～ウに掲げる企業で構成するものとし、参加表明書類の提出時において、各企業の企業名を明らかにするものとする。

ア 本事業の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）

イ 本事業の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

ウ 本事業の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）

なお、応募グループの構成等については、以下の点に留意することとする。

- ・設計企業、工事監理企業、建設企業が資格要件を満たしている場合は、他の業務（設計企業、工事監理企業、建設企業）を兼ねることを認める。
- ・代表企業、構成企業が他の応募グループに入ることはできない。

(2) 応募グループの参加資格要件

応募グループは、以下のすべての参加資格要件を、参加表明書類の提出日（以下「資格審査基準日」という。）に満たすこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。

オ 清算中の株式会社である事業者について、商法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

カ 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。

キ 地方独立行政法人加古川市民病院機構契約規程第 2 条の 2 第 2 項の各号に該当するものとして機構の一般競争入札に参加できないとされていないこと。

ク 機構が本事業に係る基本計画策定業務を委託している企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、機構の基本計画策定業務を行う者については、後記7.(1)「本事業に関する基本計画策定業務及びその協力会社」を参照のこと。

ケ なお、入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

コ 入札説明書「4 事業者の募集及び決定に関する事項」の「(5) 落札者の決定方法」に規定する加古川中央市民病院増築・改修整備事業に関する事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

サ 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員、並びに暴力行為の常習者、又はその恐れのある者でないこと。

① 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。

② 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

③ 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。

a. 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。

b. 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。

シ 公告日から過去1年間において応募グループ又は、応募グループの役員が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されていないこと。

ス 公告日から過去1年間において応募グループ又は、応募グループの役員が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されていないこと。

セ 公告日から過去1年間において応募グループ又は、応募グループの役員が建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されていないこと。

(3) 応募グループの業務遂行能力に関する資格要件

応募グループを構成する企業のうち、設計企業、工事監理企業、建設企業（複数社可）は、それぞれ①～③に掲げる要件を資格審査基準日に満たすこと。なお、機構と本事業に係る契約を締結した応募グループは、速やかに各業務を統括する統括管理責任者を選任し、機構の承認を得ること。（各業務の管理技術者と兼ねることも可とする）

① 設計企業

- ア 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 2010 年 4 月 1 日以降に 300 床以上の病院の新築若しくは増改築工事の設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。
- ウ 2010 年 4 月 1 日以降に免震構造の建物に係る新築工事の設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。
- エ 管理技術者（本業務全体を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
 - （ア）一級建築士の資格を有すること。
 - （イ）3 カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - （ウ）2010 年 4 月 1 日以降に 300 床以上の病院の新築若しくは増改築工事の設計業務を完了した実績を有すること。
 - （エ）本業務に専任で配置すること。
- オ 意匠担当主任技術者（管理技術者のもとで意匠分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。なお、意匠担当主任技術者は、管理技術者が兼務することができるものとする。
 - （ア）一級建築士の資格を有すること。
 - （イ）3 カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - （ウ）2010 年 4 月 1 日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。
 - （エ）本業務に専任で配置すること。
- カ 構造担当主任技術者（管理技術者のもとで構造分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
 - （ア）一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - （イ）3 カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - （ウ）2010 年 4 月 1 日以降に免震構造の建物に係る設計業務を完了した実績を有すること。
 - （エ）本業務に専任で配置すること。
- キ 電気設備担当主任技術者（管理技術者のもとで電気設備分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
 - （ア）一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - （イ）3 カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - （ウ）2010 年 4 月 1 日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。
 - （エ）本業務に専任で配置すること。
- ク 機械設備担当主任技術者（管理技術者のもとで機械設備分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。

と。

- (ア) 一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
- (ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。
- (エ) 本業務に専任で配置すること。

② 工事監理企業

- ア 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 2010年4月1日以降に300床以上の病院の新築工事の工事監理業務を元請けとして完了した実績を有すること。
- ウ 管理技術者として以下の条件をすべて満たす者をそれぞれ配置できること。
 - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (ウ) 2010年4月1日以降に病院の新築工事の設計業務を完了した実績を有すること。
 - (エ) 本業務に専任で配置すること。
- エ 電気設備担当主任技術者として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
 - (ア) 一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。
 - (エ) 本業務に専任で配置すること。
- オ 機械設備担当主任技術者として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
 - (ア) 一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。
 - (エ) 本業務に専任で配置すること。

③ 建設企業

- ア 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（入札日において有効なもの（審査基準日から1年7カ月以内）に限る。）の建築一式の総合評価点が1,600点以上の者（応募企業が複数社の場合は全てが満たすこと）
- ウ 2010年4月1日以降に300床以上の病院の新築若しくは増改築工事の建設業務を元請けとして完了した実績を有すること。
- エ 2010年4月1日以降に免震構造の建物に係る新築工事を元請けとして完了した

実績を有すること。

オ 管理技術者として以下の条件をすべて満たす者を配置できること。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 3 カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 2010 年 4 月 1 日以降に 300 床以上の病院の新築若しくは増改築工事の建設業務を完了した実績を有すること。

(エ) 本業務に専任で配置すること。

(4) 参加資格要件の適用

ア 資格審査基準日以後、契約の締結までに、応募グループの代表企業又は、構成企業が当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募グループは失格とする。

イ ただし、契約の締結までに応募グループが参加資格要件を満たすための手当てを行い、その内容を機構に書面で提出し、本事業の確実な履行に支障がないと認められた場合は、当該応募グループを失格としないことができるものとする。

ウ 参加表明書類の提出により参加の意思を表明した応募グループの代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、契約締結前であれば、特別の事情があり、資格・能力上支障がないと機構が判断する場合には、変更を認めることがある。

3 競争に必要な書類を示す場所

本事業の入札説明書等は機構のホームページ上で公表するほか、地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院増築プロジェクト部（兵庫県加古川市加古川町本町 4 39）において閲覧することができる。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

2021 年 6 月 18 日（金）午前 11 時 30 分

(2) 場所

〒675-8611 兵庫県加古川市加古川町本町 439
加古川中央市民病院 3 階 第 1 会議室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

機構契約規定第 5 条第 2 号に基づき、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

事業者は、本事業の対価に相当する金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、地方独立行政法人加古川市民病院機構契約規程第23条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 代表企業以外の者が行った入札
- (4) 入札書類等に虚偽の記載がある入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (7) 応募グループ及びその代理人が行った2以上の入札
- (8) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

7 その他

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は総合評価による一般競争入札方式とし、入札予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち入札価格及び提案内容その他の条件が機構にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、1,000点の範囲内で配点を行い、総合評価点の最も高い提案を行った応募グループを落札者とする。

イ 配点については、価格評価を700点、提案内容評価を300点とする。

ウ 詳細は、落札者決定基準による。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒675-8611 兵庫県加古川市加古川町本町 439
加古川中央市民病院 事務局 増築プロジェクト部
電話番号：079-451-6072
F A X : 079-451-5541
電子メールアドレス：shisetsu@kakohp.jp
ホームページ：<http://kakohp.jp>